

令和2年度第1回門真市立図書館協議会

令和2年6月12日（金）
午前10時～11時20分

議事録

会場 門真市役所 大会議室

- 出席委員 湯浅委員、木下委員、藤本委員、
井手委員、清水委員、東田委員、下岡委員
- 事務局 水野部長、山次長、隈元参事、見通参事、森井課長補佐、
藤井副参事、牧菌館長、入江館長代理、岡本分館長、竹本主任、
山本
- 傍聴者 3名
- 案件 (1) 平成31年（令和元年）度事業報告について
(2) 令和2年度事業計画及び予算について
(3) 現門真市立図書館及び（仮称）門真市立生涯学習複合施設
管理運営等事業の概要について
(4) その他

事務局 : 本日は委員の皆さま方には公私ご多忙の中、本協議会にご参集をいただきましてありがとうございます。またコロナ禍のもと協議会そのものが2度にわたり延期となり委員の皆さま方にご迷惑をおかけいたしました。日程調整の結果本日ご出席いただき重ねて感謝申し上げます。

司会を務めさせていただきます山本と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、定刻となりましたので、ただいまより、令和2年度第1回門真市立図書館協議会を開催させていただきます。

本協議会は、図書館法第14条第1項の「図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。」とする規定に基づき開催しております。

例年7月、8月に第1回目を開催しているところですが、後ほどご説明いたします現門真市立図書館及び(仮称)門真市立生涯学習複合施設の指定管理者募集に係るスケジュールを踏まえまして、今回この時期に開催させていただくことになりました。

でははじめに、本日の会議は今年度初めての会議でございますので、委員の変更もでございますので、事務局より委員の皆さま方を紹介させていただきます。

委員は、門真市立図書館協議会条例第2条第2項により、学識経験のある者、学校教育の関係者・社会教育の関係者・家庭教育の向上に資する活動を行う者で構成されております。

お名前をお呼びいたしましたら、恐れ入りますが、ご起立をお願いいたします。

門真市立第三中学校 校長の藤本 幸二委員長 でございます。

委員長 : おはようございます。よろしくお願いいたします。

事務局 : 続きまして、門真市立北巢本小学校 校長の井手 邦宏 委員長 職務代理 でございます。

委員 : 井手邦宏です。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 : 続きまして、追手門学院大学国際教養学部教授の湯浅 俊彦 委員 でございます。

委員 : 湯浅俊彦です。よろしくお願いいたします。

事務局 : 続きまして、大阪大谷大学文学部教授の木下 みゆき 委員でございます。

委員：よろしくお願ひいたします。

事務局：続きまして、門真市立砂子みなみこども園 園長の清水 玉美委員 でございます。

委員：清水と申します。お願ひします。

事務局：ボランティア団体絵本ことの葉会の東田 妙子 委員 でございます。

委員：東田と申します。よろしくお願ひします。

事務局：育児サークルちびっこまんクラブの下岡 晶子 委員 でございます。

委員：下岡です。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局：なお、大阪府立門真西高等学校 校長の山領 正徳 委員、また、今回の会から委員になりました、門真市PTA協議会の石井 春香 委員はご欠席のご連絡をいただいております。

また、併せまして事務局の職員につきましてもご紹介させていただきます。

市民文化部部長の水野でございます。

市民文化部次長の山でございます。

生涯学習課長兼図書館参事の隈元でございます。

図書館長の牧菌でございます。

市民文化部参事兼まちづくり部地域整備課参事の見通でございます。

生涯学習課課長補佐の森井でございます。

生涯学習課副参事兼図書館副参事の藤井でございます。

図書館館長代理の入江でございます。

市民プラザ分館長の岡本でございます。

図書館主任の竹本でございます。

最後に私、図書館の山本でございます。よろしくお願ひいたします。

本日は山領委員、石井委員が欠席されており、委員9名中7名の出席となっております。なお、委員定数の過半数の出席をいただいておりますので、門真市立図書館協議会条例施行規則第3条第2項の規定により、本協議会が成立していることをご報告させていただきます。

それでは案件に入ります前に資料の確認をさせていただきます。

会議次第

図書館協議会委員名簿

座席表

令和2年度職員構成表

門真市立図書館協議会会議資料といたしまして、
資料1 平成31年（令和元年度）門真市立図書館事業報告
資料2 令和2年度門真市立図書館事業計画及び予算
資料3 令和2年度図書館行事（案）
資料4 現門真市立図書館及び（仮称）門真市立生涯学習複合施設管理運営と事業の概要について
そのほか、条例・施行規則
の5点となります。

お手元のないものはございますでしょうか。

また、門真市立図書館協議会の会議公開要領に基づきまして、会議は公開することとしておりますが、不開示情報に該当する情報を審議する場合には、委員長は会議に諮り、会議を公開しないことができることとなっていることとなっておりますことを申し添えます。

なお、後日議事録の作成を行うため、本日の会議を録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。

また本日お手元にマイクを設置しております。ご発言いただく際にはマイクのボタンを押してからご発言いただくようお願いいたします。

それでは開会にあたりまして市民文化部部長の水野がご挨拶を申し上げます。

部 長 : 市民文化部部長の水野でございます。

令和2年度の第1回目となる図書館協議会の開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。本日はお足元の悪い中ご参集いただきましてありがとうございます。委員の皆さまにおかれましては平素より市政全般にわたり、とりわけ図書館行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

現在わが国においては、新型コロナウイルス感染症の拡大による国の緊急事態宣言の発令や解除など、未知のウイルスの存在が、社会に大きな影響を及ぼす状況となっております。本日の会議開催にあたりましては、複数回にわたる日程調整など委員の皆さま方には多大なるご迷惑をおかけし、また、お忙しい中ご出席を賜りましたこと、重ねて感謝を申し上げます。

前回の協議会におきましては、生涯学習複合施設の事業スキームや管理運営方法等についてご説明をいたし、指定管理者制度の導入を進めていくこととさせていただいております。

今回はその内容を一步進め、事業の枠組みや図書館の本館、分館機能のあり方等について委員の皆さまにさまざまなご意見を頂戴いたしたいと考えております。また、今年度より機構改革に伴いまして、図書館の所管が教育委員会から市長部局へ移管されております。後ほど事務局よりご説明いたしますが、市長部局に移りましても、図書館と学校との連携した取り組み、行事等につきましてはこれまで

でと同様引き続き行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いを申し上げまして、甚だ簡単ではございますが私からの開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞ本日はよろしくお願ひいたします。

事務局 : ありがとうございます。
それではこれ以降の議事進行につきましては委員長にお願いしたいと思ひます。委員長よろしくお願ひいたします。

委員長 : それでは次第に沿って進めてまいりたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。
案件1、平成31年(令和元年度)事業報告について、事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

事務局 : はい。プロジェクターを使ひますので、少し準備をさせていただきます。

平成31年。令和元年度の事業報告についてご説明申し上げます。

資料1の令和元年度門真市立図書館事業報告をご覧ください。

まず1ページ目でございますが、図書館活動事業についてです。貸出冊数については前年度に比べ、減少となっております。2月までは近隣市の図書館が閉館になっていたこともあり増加傾向にありましたが、3月以降、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、臨時休館となったことが大きく貸出冊数に影響しております。

登録者数は9年間図書館で本を借りていない利用者を除籍したところ、新規登録者分を上回ることになり、減少しております。

参考業務件数は簡易レファレンスにあたる1階、分館のカウンターでの読書案内なども件数を把握するようになり、平成30年度から大幅に件数が増えております。令和元年度の数字には臨時休館中の電話による調査回答も含まれております。

29年度より開始しました国立国会図書館デジタルコレクションの利用は13件ありました。以前は国立国会図書館から資料を取り寄せ、返送したのちに複写依頼を申し込むことになっておりましたので、数日の期間が必要であり、利用者の方が何度も来館しなければならなかったところ一度の来館でインターネットを介して資料の閲覧、複写もできることから、利用者へのサービス向上となっております。

図書館実習につきましては大学の司書資格取得の単位を学生が取るため依頼があり体制を整えた上で受け入れております。

「図書館で調べてみよう 図書館クイズ」は児童コーナーに設置したボードに司書がクイズを掲示し、子どもたちが図書館の本の中から答えを探し出して参考資料室で回答し、正解であれば記念品を渡しています。小学生高学年の参加もみられ、中には毎月問題が変わるのを楽しみにしている子どももおり、本から情報を見つけ出す喜びにつながり、図書館へ来館するきっかけにもなっております。

予約につきましては、スマートフォンの普及などから予約が容易になったことでインターネットからの予約件数の割合が増加傾向になっております。

次に2ページをご覧ください。

図書館協議会の開催は第1回は11月に開催し、第2回は生涯学習複合施設の運営手法についてのご意見をうかがうため1月に行いました。

図書館フェアは例年5月末に開催しており市民に定着した事業となっております。リサイクル市は初日は朝早くから市民プラザの玄関フロアに市民の方が来られ、開始時間の10時には約100人が並びました。

スクリーンをご覧ください。

こちらは一般、児童書別の貸出冊数の推移、また市民1人あたりの貸出冊数をグラフにしたものです。門真市の人口は毎年約千人の減少がみられます。右のグラフの市民1人あたりの貸出冊数は北河内7市の平均と比べたものです。2019年度は各市の状況が把握できておりませんので2018年度までとなっております。どちらも減少傾向となっております。

こちらが図書館クイズのボードです。

リサイクル市の会場の様子です。

資料に戻ります。

子どもの読書活動推進事業についてです。まず図書館見学については本館、市民プラザ分館ともに多くのお子さんが来館していただきました。一日図書館員は、夏休みの行事として定着しております。職業体験学習につきましては、市内6中学校のうち5校の参加がございました。

中学生図書部選書ツアーは選書方法を司書が研修したあとで見計らい選書を体験していただきました。

3ページに記載しております学校・園共催事業につきましては、学校教育課との連携事業となっております。

学校図書館司書連絡会は図書館から司書が参加し、読み聞かせの方法や学校図書館の運営に活用できる図書の紹介、行事や研修の案内等を行っており、学校司書はブックトークの実践研修やお互いの学校図書館の状況を報告するなど、情報交換を行う場となっております。

「えほんのひろば」は大和田幼稚園と小学校8校で開催しました。開催した学校からは大変ご好評をいただいております。「門真はすはな中学校合同企画『夏のブックフェア』」は学校司書の提案で図書部の生徒のおすすめ本とPOPの展示会を行いました。

北巢本小学校では絵本の読み聞かせ方法の指導を行いました。

スクリーンをご覧ください。

こちらが一日図書館員の様子です。
こちらが職業体験の様子です。
こちらが選書ツアーの見計らい選書の様子です。
こちらは学校で行っている「えほんのひろば」の様子となっております。
北巢本小学校で読み聞かせを実践している様子です。

資料に戻ります。

次に他課等共催事業についてです。まず「門真市ボランティアフェスティバル」での絵本の読み聞かせは、ボランティアの方が参加されました。文化会館コラボ企画「オリジナルブックカバー作り」は、司書のおすすめ本を紹介カードと一緒に用意し、当日図書館からは本の選び方などの話しをした上で、文化会館のスタッフがオリジナルブックカバー作りを行いました。

「ラブリーフェスタ'19 絵本のおはなし会」と、「えほんTime@WESS」、「サタスタの読み聞かせ」は、他課等の依頼によりボランティアの方が図書館外の会場で行っている読み聞かせになります。

4ページに移ります。

大学連携事業「秋のグリム絵本館へようこそ」につきましては、本市と包括連携協定を締結している大阪樟蔭女子大学のグリムプロジェクトの学生たちが絵本の読み聞かせや工作など、幼児、小学生を対象に開催しました。

読み聞かせ・手作り等行事は記載しておりますように例年どおり実施いたしました。おはなしの広場、赤ちゃんふれあい絵本タイム、ブックスタートはボランティアの方が中心となっております。

「出張おはなし会」は保育園等にボランティアの方が訪問し、おはなし会をされました。

5ページをご覧ください。夏のビデオ上映会は定着しております。「本のおたのしみ袋」は夏の行事として前年度と同様に行いました。8月に「こわ〜いおはなし会」、12月には「絵本のひろば」と「ぬいぐるみのお泊まり会」を行いました。「ぬいぐるみのお泊まり会」は子どもの頃から本や図書館に親しんでもらおうとするアメリカ発祥の取り組みで、自分の分身であるぬいぐるみが図書館を探検している写真をととても喜びながら受け取り、ぬいぐるみが選んでくれた本を子どもたちが借りて帰ってくれました。

スクリーンをご覧ください。

こちらが文化会館とのコラボ企画の「オリジナルブックカバー作り」です。

こちらが大学のグリムプロジェクトさんが行ってくれた行事になります。

こちらが本館、市民プラザ分館でのおはなし会の行事の様子です。

こちらがおたのしみ袋を準備させていただきまして、皆さんが借りてもらえるようにしております。

こちらは、「こわ〜いおはなし会」です。暗い所でしておりますので、会場が暗

くなっております。

こちらは、図書館本館で行った「絵本のひろば」の様子です。

こちらが、「ぬいぐるみのお泊まり会」の写真と、右下にあるものが、一人一人参加者にお渡しした記念品です。

資料に戻ります。

次に、展示会、講座等開催事業についてです。子どもの本は「かこさとしの世界」、一般書は「明日も元気に暮らすために」～医療と健康～《がんを予防・がんとつき合う》と題して、令和元年度に設置されたがん情報コーナーの本や、書庫の本などを展示し、多くの資料が貸し出されました。

「おはなし・ボランティア養成講座」では、大阪国際児童文学振興財団総括専門員の土居安子先生を講師にお迎えし、「子どもの本の現在」を開催しました。土居先生は、日本児童文学史に関する研究、読書活動にかかわる研修や講演会等も行われています。また、児童文学のノーベル賞とも呼ばれる「国際アンデルセン賞」の選考委員も務めておられる方です。ボランティアの方や学校司書の方が受講されました。

「親子で楽しむ読み聞かせ講座」は、9月に本館で行い、10月には分館で行いました。

出前講演会は、大和田幼稚園と門真市民プラザで開催いたしました。

6ページをご覧ください。

「絵がうまくなる！マンガ『空想生物』を描いてみよう！」は、学校と連携し、「学校図書館司書スペシャルイベント」と同日に門真市民プラザの同じ会場で行いました。

こちらは、マンガの描き方を専門学校で学びインターネット上で作品を公開するなど、図書館1階のティーンズコーナーにも絵を提供していただいております門真市在住の講師の方によるものです。参加者の中には、普段、読み聞かせなどの行事には参加しない小学生高学年の子どもが、講師の方に熱心に質問をしながらマンガを描いている姿も見られました。

夏のビデオ上映会は、例年どおり行いました。

「書庫開放」は、普段、市民の方が見ることができない書庫を開放し、自由に閲覧していただきました。

スクリーンをご覧ください。

こちらが、こちらが児童書の展示会とティーンズコーナーの展示です。絵は、先ほど紹介したマンガの先生が描かれたものです。

こちらが一般書の展示会です。

こちらは親子で楽しむ読み聞かせの講座です。

こちらが出前講座です。
こちらが「マンガ『空想生物』を描いてみよう」の行事です。

資料に戻ります。

「ブックスタート研修会『赤ちゃんの発達と絵本』」は、NPOブックスタートが全国に職員を派遣している事業に応募し、本市での開催が決まりました。参加者の中には、他市の図書館職員や保健師の方々もおられました。

「図書館で健活！」は、国立がん研究センターからがんに関する冊子やチラシの「がん情報ギフト」の寄贈があり、図書館所蔵のがん関連本とともに「がん情報コーナー」を設置したことから、このことを記念して開催いたしました。門真市医師会と、本市を指定してがん情報ギフトに寄付していただきました東和薬品の方に講師になっていただき、がん患者会との共催で行いました。

「本の森の小さな音楽会」は、29年度から行っております。毎回、大変好評で、多くの方に来場していただきました。
図書館内部研修は、職員が講師となり、司書の技術向上のため、例年2月の第4金曜日の休館日に行っております。

6ページをご覧ください。

最後に、生涯学習支援事業といたしまして、朗読ボランティア養成講座です。こちらは毎年実施しておりますが、朗読ボランティアの養成と同時に朗読技術の向上を図っております。

対面朗読につきましては、朗読ボランティアの皆さまのご協力のもと実施いたしました。

「バリアフリー映画上映会」は、関係団体などへのPRに努め、18人の方に参加していただきました。

スクリーンをご覧ください。

こちらは、ブックスタートの研修を行いました。

次にこちらが、がんの講座のときの門真市医師会の方の講演の様子です。また右下はがん患者会の展示物になります。

こちらが、「本の森の小さな音楽会」の様子です。

こちらは、「朗読で楽しむ文学の世界」と題する大人のための朗読会です。対面朗読ボランティアの方の発表の場ともなっており、初夏と秋の行事として定着しております。

以上が令和元年度の事業報告でございます。よろしく申し上げます。

委員長： ありがとうございます。事務局からの報告が終わりました。何かご質問、ご意見はございますでしょうか。よろしくお願いたします。

委員： 事務局の報告を見ますと、貸出件数の所で、平成30年度と比較して令和元年度

が落ちているのは、3月以降の閉館の影響があるということですが、この時点では例えば図書の郵送貸出ですとかあるいは時間を決めての予約貸出とか、そういう検討はこの時点ではなされていないのですか。図書館が閉館して資料類がまったく一切使われていない状態が続いたのでしょうか。そこをお聞きしたいです。

委員長： よろしいですか。お願いします。

事務局： 例年3月の貸出点数が、2万6千から3万点ほどありますが、2月末から3月5日まで蔵書点検期間を設けておりました、その間に新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策が決まりましたので、そこからは閉館という形になっております。予約の取り置きをされている方だけの貸し出しは、一定期間ございました。ただし、4月7日までとしまして、8日以降に関しましては貸し出し自体を停止しております。

委員： 3月5日から4月7日までですか。

事務局： 予約資料の貸し出しを行いましたのは、こちらの準備が整ってからなので、きょうは日にちを把握している物を持ってきていないので後日回答でもよろしいでしょうか。

委員： 中旬ぐらいですか。3月の初めから中旬。

事務局： 本館が、3月5日から臨時休館に入りまして、その後予約資料の貸し出しはさせていただいております。その後4月7日に国から緊急事態宣言が発令されたので、翌日の8日から一旦予約資料の受け渡しは停止させていただきました。

委員： 分かりました。ありがとうございます。
もう1点ですが、登録数の所ですが、4万1387人ということですが、いま門真市の人口は12万人ぐらいですよ。

事務局： はい。

委員： 12万人のうち4万1千人ということは単純に考えて30何パーセントですか、35パーセントぐらいだと思いますけども、これはもちろん登録者でありますから、登録者のうち実際はほとんど使っていないケースもありますので実際の、実利用者数といいますか、それはどのぐらいですか。例年何か、例えば更新時期と、データで処理した数と、実利用者の数をおうかがいしたい。

事務局： 申し訳ありません。確かな数字をきょうは持ってきておりませんが、約8,000人前後だったかと、実利用者の登録は、4月当初に統計を取っておりますので、確定値自体は出ております。

委員：分かりました。ありがとうございます。

委員長：ほかによろしいでしょうか。

委員：毎年事業報告を見たり聞かせていただいて、本当に、少ないスタッフの方々でさまざまな事業展開を、他市との連携も含めて、本当に素晴らしいと思います。図書館実習につきましては、本大学の学生も、主任を中心に昨年大変お世話になりました。ありがとうございます。

統計のことですが、今回の新型コロナウイルスのことで、開館日自体は減っていると思いますので、これを機会にといたら変ですが、貸出統計につきましては、総点数ではなく開館日1日あたりの利用統計というのも今回のことをきっかけに出していただくと、今後こういうことが頻繁に起こるとは思いたくありませんが、実態を把握できるのではないかと思います。

レファレンスにつきましては、クイックもカウントしていただくということで、今後もぜひ利用統計に反映していただきたいと思います。

そして、細かいことになりますが、3ページの所で、図書館以外での絵本の読み聞かせということで、きょう歩いてきましたら、私の前職に関係します男女共同参画週間が6月23日から1週間、毎年なんですね、内閣府が声がけをして、このときに、例えば女性サポートステーションWESSで、ジェンダー視点の絵本もたくさんありますし、最近は多様な家族ということでLGBTですね、お父さんが2人とか、そういうものもありますので、図書館にも蔵書をお持ちだと思いますので、今後施策といいますか一つの大きなうねりをつくっていかようとしている中で男女共同参画の担当だけが単独でなさるんじゃないなくて、そういうのを図書館が連携をして、WESSという門真市の場所もありますので、そういうのもいいなど、きょう歩いてみて、週間ののぼりを見て思ったところです。以上です。

委員長：はい、ありがとうございます。ご意見いただきました。ほかにございますでしょうか。

委員：もう1点だけ。国立国会図書館デジタルコレクションの利用が13件ということですが、これは何か市民向けのセミナーとか、こういうことができますよという広報はされているのでしょうか。せっかく150万タイトルの資料が国会図書館に行かずして、また文献複写依頼をせずして、門真市の図書館の端末から見られるし印刷もできるわけですから、これは13件ではもったいないです。せっかくこういう仕組みができていますので、こういう使い方ができるという事例をホームページにアップロードするとか、あるいはセミナーを開催して実際にこういうものを調べるときにこれだけのものが使えるとか、そういったものをやっておられるのか。

事務局：現在そういったセミナー等は行っておりませんが、D1-Law等データベースがありますので、そういった研修を行いたいということでサービス計画にも盛り

込んではおりますので、今後検討させていただきます。ありがとうございます。

委員：ありがとうございます。

委員長：はい、よろしいでしょうか。ほかにありませんか。
それでは続きまして案件の2つ目に入りたいと思います。令和2年度事業計画及び予算について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局：：令和2年度事業計画及び予算についてご説明いたします。資料2「令和2年度門真市立図書館事業計画及び予算」をご覧ください。

表の見方としましては、右側に事業内容、事業内訳と今年度予算、そして前年度予算と増減額を記載しております。

令和2年度の事業計画及び予算についてご説明いたします。

図書館活動事業予算の主なものとして、会計年度任用職員の報酬、図書館業務システムや清掃、警備等の業務委託料、そして図書費がございます。

まず、報酬・期末手当が増額になっております。こちらは、今までの非常勤嘱託職員が今年度からは会計年度任用職員となり、勤務日数に応じて期末手当も支給されることから増額となっております。

委託料については、令和3年3月に図書館業務システムが更新となるため、システム委託料は増額になりましたが、清掃委託料が減額となったため全体としては26万9千円の減額となっております。

図書費については、昨年度同額の1,420万円の予算となっております。

次に記載しております、指定管理者候補者選定委員会の報酬と生涯学習複合施設整備等アドバイザー業務委託料は、生涯学習複合施設に関するものです。

子どもの読書活動推進啓発事業としましては、従来のおはなし会、4カ月児健診時に絵本をプレゼントして、読み聞かせを行うブックスタートなどを実施しております。

昨年度までは、絵本のプレゼントをする際に絵本を入れるトートバッグをつけておりましたが、絵本購入の折に所定の袋がついており、それに入れて渡すことができることから購入を取りやめたため減額となっております。

報償費につきましては、講師謝礼金の中に、自殺対策事業として絵本の読み聞かせによる自殺予防講座を予定しており、計上しております。具体的には、絵本の読み聞かせによる自殺予防講座を全国で実施されている講師をお招きし、学校教育課と連携して市内小学校にて読み聞かせを実施する予定にしております。

生涯学習支援事業といたしましては、「朗読ボランティア養成講座」「朗読で楽し

む文学の世界」を実施しております。こちらは、例年、10回講座としておりましたが、今年度は5回講座のため減額となっております。

また、資料に記載されておきませんが、図書館本館・分館の新型コロナウイルス感染症対策について、現在開会されている6月市議会の補正予算に計上しております。内容につきましては、接触感染や飛沫感染を防止するため、消耗品として使い捨てビニール手袋、備品として自動アルコール消毒機、カウンター用ビニールカーテン、図書消毒機等の予算です。

以上、簡単ではございますが、令和2年度の事業計画及び予算についてご説明を終わらせていただきます。

続きまして、令和2年度の行事予定を山本からご説明いたします。

事務局 : 続きまして、令和2年度の行事につきまして、ご説明申し上げます。

今年度は、お手元にごございます配布資料「令和2年度職員構成表」の人員体制で図書館事業に取り組んでおります。

資料3、「令和2年度 図書館行事(案)」をご覧ください。

6月までは、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため行事の開催中止、または、延期が決まっております。

それでは、7月以降の取り組みをご説明いたします。

7月に分館では「夏のおはなし会 おはなしの広場スペシャル」を行います。

7月下旬からは、本館・分館において、司書がおすすめの本を袋詰めにしたものを借りていただける「本のおたのしみ袋」を実施します。こちらは、子どもたちに普段自分たちでは手にしないような本との出会いをつくり、読書に興味を持ってもらえるきっかけとなればと考え、高学年用、低学年用、20袋を各館にご用意いたします。

8月、本館では、「親子で楽しむ紙芝居とおはなしの会」を行います。また、夏休み恒例の小学生を対象に図書館の仕事を経験していただく「一日図書館員」を行います。「夏の手作り遊びの会」は、職員が講師となり、本館、分館で開催します。また、本館では「夏の上映会」、「夏休みこわ〜いおはなし会」を開催します。

「英語で楽しむおはなしの会」は本館、分館で行います。

9月からは、「朗読ボランティア養成講座」を5回開催します。

10月には、市内幼稚園などで「出前講演会」、また、例年夏休みに行っていた「絵がうまくなる!マンガ空想生物を描いてみよう」を開催する予定です。

10月末から始まる「読書週間」にあわせまして、10月から11月にかけて、一般書の展示会、書庫開放を行います。

出前授業は、命の大切さを伝えるために、自身の絵本の読み聞かせをするなど、自殺予防教育に取り組まれている方に講師を依頼しております。

「朗読で楽しむ文学の世界」は、例年どおり行います。

「秋のグリム絵本館」は、大阪樟蔭女子大学の学生と連携して、おはなしや手作り遊びを取り入れた子ども向けの行事を予定しております。

12月には、図書館職員による「絵本のひろば」、「ぬいぐるみのお泊まり会」、「バリアフリー映画上映会」を行います。

冬休みの学校休業時には絵本の読み聞かせを中心とした行事を開催します。こちらはボランティア団体との協働による行事となります。

定例の行事としましては、下の枠外に記載しておりますように、本館・分館ともに、水曜日・土曜日の読み聞かせ、乳幼児向けには、本館では月に2回、分館では月に1回、「赤ちゃんふれあい絵本タイム」と、4カ月児健診時に、ブックスタート会場で読み聞かせを行っております。

これら行事につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、実施してまいります。状況によりましては、開催中止もしくは延期になる可能性もございます。

令和2年度の行事については以上となります。

委員長 : ありがとうございます。案件(2)について説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたらよろしくお願い致します。

委員 : ブックスタートについてお願いしたいと思います。新型コロナウイルスの影響で乳児の4カ月健診も中止となっておりますので、その間健診は近くの診療所で受けることになっておりますので、本をまだいただいている方がたくさんいらっしゃると思います。お母さまに聞いたところによると、「どうなってるの」と聞くと、「どうやったかな」ってこのあいだもおっしゃっていて、「たぶん図書館に取りに行くことになったと思います」ということだったので、確認したらそのとおりでした。でもたぶんまだたくさんの方が取りに来ていらっしゃらないと思うので、とてもいい事業ですし、その期間、赤ちゃんとお母さんは大変な時期を過ごされたと思いますので、お手間をかけることになるかとは思いますが、取りに来ていらっしゃらない方を追いかけていただいて、必ず絵本が渡るようにぜひしていただけたらなと思います。よろしくお願い致します。

委員長 : それに関して何かありましたら。

事務局 : 現在、本館に来館でブックスタートの本を受け取りに来た方は数名しかいらっしゃいません。今後広報等でお知らせすることを検討させていただきます。ありがとうございます。

委員長 : よろしく願いいたします。ほかにありますでしょうか。

委員 : 事業報告を先ほど受けて、そして今度は令和2年度の事業計画を聞かせていただきました。まるで何事もなかったかのように令和2年度がスタートしようとしているのが私にとっては違和感があります。

要するに事業計画というのは、当然今まではこういう形でやってきましたということで、図書館行事案で4月5月6月については中止や延期があったということで7月からということでしたが、7月からというのであればもっといわゆる感染症社会みたいな今の状況に見合った、自治体としての方針といたしますか、自治体の総合計画の中で、例えば市民の暮らしの安全とか安心とかあるいは教育的なこととか、健やかな子どもたちをつくるとか、いろいろ各自治体が持っていますが、あるいは地域振興の案とかありますけども、それが、どう、図書館側が何をするのかというときに、はっきり言ってこれだと何の変化もない。毎年同じようなことをやっているだけと言われても仕方がないんじゃないか。つまり私が申し上げたいのは、もっと図書館としてやるべきことが見えてきたのではないかと思うわけです。

具体的に言いますと、事業計画の中に、図書等資料の収集となっていますが、この備品と諸費、消耗品費、AV資料、消耗品費、新聞雑誌等、こういう概念といたしますか、分け方自体が実に、いってみれば役所的であってですね、本当に必要なのは、閉館しても使えるような、例えば電子資料が、自宅にいても活用できるとか、こういった新たなアクセス方法を図書館として打ち出していく。さすが門真はすごいな、と。毎年コロナがあるとかそういうことではなくても、基本的にそういう状況を作り上げていくことがこれから必要だと思います。

実際にいま出版界や図書館界全体で起こっていることは何かというと、とにかく資料、著作物をどんな状況でも使えるようにしたいということで、一つは4月28日に著作権法も改正されまして、これを一定のお金をプールしておけば、SARTRAS(サートラス)という組織があるわけですが、著作物を小学校や中学校や高校や、そういった所で利用できるようにする。そして、図書館で、例えば災害時、阪神淡路大震災や東日本大震災、今回の新型コロナウイルス、こういうものがあつたときに、図書館に行かなくてもそのデータをいただいて読み聞かせができるとか、例えば動画を配信できるとか、さまざまな方法をいままでもやられてきたわけですが、それについてちゃんとした、骨のあるといたしますか、電子資料についての姿勢というものをここに出していくべきじゃないでしょうか。今年に関しては少なくとも。

具体的に、先ほど図書館界、出版界で話題になっているのは何かと言いかけて終わっちゃいましたが、要は、例えば電子図書館サービスを導入している、300何館ぐらいありますが、全国の3200館ぐらいの図書館のうち300何館は電子図書館サービスを提供しています。これはですからいわゆる非来館型サービスとして図書館が閉館していても自宅で閲覧できるサービスです。これの貸出実績が、例えば、図書館流通センターや日本電子図書館サービスや楽天オーバードライブ、楽天は外れましたが、オーバードライブ、そういったところを見ても例えば電子図書館サービス「TRC-DL」での貸出実績が5月は前年同月対比526パーセントの大幅増となっています。

ところが片方では、先ほどの報告によると、「この間閉まっておりましたので」と。その違いは大きいです。閉まっても動いている図書館と、閉まっていたら閉まっているままの図書館の違いが、ここではっきり分かったんです。つまり

米国であれば95パーセント以上が電子書籍の貸出サービスを、日本の場合は逆転していて10パーセントぐらいしか導入していない、公共図書館3200館のうち10パーセントぐらいしか導入していない、従って9割の図書館では手も足も出なかった。ですから逆に門真市が今度の複合型施設とか、こういうものをひとつの契機にもっと真剣に電子資料の導入を考えればどうか。

例えば、急に大きな予算とかいうのではなくても、まずは例えば神戸市の図書館がやってみたいに実証実験からでもいいですからまず無料で実際に市民に使ってもらって、それでどうなのかというアンケートを取ったりして、そして本格導入に変わっていくのかやめちゃうのか、それはもう市民と図書館の関係でやればいいと思いますが、少なくとも何も方針といいますか戦略がないというのはいかななものかと思います。

委員：湯浅先生のおっしゃったとおりで、本当に今回この騒動の中で電子書籍の利用が進んだということは本当に確かだと思います。ただ、電子書籍のメリットということでは場所を超えてということもありますので、湯浅先生がおっしゃったことももっともですが、例えば大阪市立中央図書館はたくさん電子書籍を提供しておられますが、市民に限ってではないんですね。登録さえすれば市民でなくても使えますので、門真市さん単独で大きな自治体と同じ規模、予算規模ですということはもちろん不可能ですので、まずはそのような大阪市さんの取り組みなどを門真市の図書館で市民の方に呼びかけるとか、いまの段階でもできることがありますので、私も電子書籍の利用というのを進めることも大事なことだと思いますが、それぞれの自治体の規模ですとかいまできることから始めて、というのもあるかなと、それが電子のメリットでもありますので、そのあと湯浅先生がおっしゃったように神戸市のようなやり方ですとか、電子書籍あるいはデジタルアーカイブもございます門真市のオリジナリティのあるものから電子化というような手順があるかなと思った次第です。以上です。

委員長：ありがとうございます。いまできる戦略というのですか、ご意見をいただきました。何かご意見に関しましてありますでしょうか。

事務局：貴重なご意見をありがとうございます。今後、先生方からいただいたご意見等を検討させていただきまして、まず門真市として何からできるのか考えさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

委員長：どうぞよろしくお願いいたします。

委員：私も、電子書籍関係ではないのですが、図書館の行事の案を見てすごく違和感がありました。なぜかというと、直接子どもたちに携わって、私たちは絵本を読んだりするものですから、この間もマスクをして絵本を読んだのですが、とても苦しかったです。どこまでの範囲で子どもたちを近寄らせていいのかとか、そういう案が出てくるのかと思ったのですが、6月以降は普通にパーッと読まれただけなのでちょっとショックでした。というのもやはり図書館に行くところのような行事

がありますよというのを皆さんにすすめているものですから、こういった安全性のもとこういった具体的な形で絵本の読み聞かせをされるからぜひ行ってねということをお私から言いたいわけですが、でも先ほどの行事の案だけでしたら、本当にコロナがある前とまったく一緒というのがとても違和感があったので、そのあたり何か対策を考えられているのかどうか、あったら少しお聞きしたいなと思います。

委員長 : はい。お願いします。

事務局 : 7月、8月に予定している行事ですが、例年の規模の半数程度、定数を半数程度にしていることと、チラシ等にはマスクの着用と、体調不良の場合はご来館をお控えくださいというようなご案内をしていること、また、当日来館された方には一定の距離を保ってもらえるように職員のほうで誘導しようというようなことは決定しております、対策としては考えております。また、3密にならないということで本館では会場を広く使わせていただいたりとか、また、窓を開けたままで、館内にはご案内としては声が響くかもしれないというようなご案内をしないといけないというようなことも考えております。

委員長 : はい。よろしいですか。

委員 : 私たちもずっと3月から現在までおはなし会は全部中止、会議も中止の中で、メンバーと電話で、いままでのやり方では無理だろうねということをお話しています。例えば学校に出向いてクラスの子どもたち、30人から40人の子どもたちの前でマスクをして読み聞かせることなんてとてもできないし、保育園に行っても30人ですよ、30人の子どもたちが密集している中でマスクをして30分のおはなし会をするのはちょっと無理だから、いままでと違うやり方を私たちが考えて、そしてこういうやり方だったら提案できるのではないかと15日に私たちの会で話し合うことになっています。

この前などお話ししたときにデジタルについても著作権などが絡んできて大変だけれどもYouTubeなどで絵本の読み聞かせされておりましたよね、あちこちで。私の孫も幼稚園から先生たちのおはなし会を送ってこられるとすごく嬉しくて小さなスマホの画面を見入っていたのですが、もし、私たちや図書館にそういう技術があれば、そういうことも、私たちでは無理ですが、お願いできれば助けてもらえますかということをお話してお話していましたが、いままでのやり方がベストという考えを、私たちが捨てないと、時間を短縮するとか人数を制限するとか2グループに分けるとかいろいろな案を持っていますが、それを図書館と一緒に相談しながら、15日に会場を借りてお話ししますので、検討して、保育園や学校に提案していきたいなと思っています。またいろいろ教えてください。

委員 : 図書館でももちろん会議をしておられると思いますが、今回読み聞かせ動画がYouTubeで流れたことで「著作権法上の配慮をお願いします」という分かり

やすいイラストのメッセージが届いたのですが、絵本ことの葉会さんたちが読み聞かせをライブでしているのは著作権法38条で非営利、無料の上演ということで著作権者の許諾は要らないのですが、配信するとなると公衆送信権という別の著作権法の問題が生じますので、許諾が要ります。出版社が窓口になるかと思いますが、新たなやり方という、例えば、宝塚市のグループさんはオリジナルで紙芝居の動画を流したりしていたりとかいろいろ工夫をされていますので活動を広げていただくというときには著作権法の配慮というのはいずれぜひよろしくお願いいたします。

委員：よろしいでしょうか。

著作権については改正された以降もまだまだ動きがこれからあると思います。つまり、著作物というのは利用されてこそその著作物ですので、出版社などはいままでかなり制約をしていましたが、著作権法の改正の流れからいうともっと使ってもらおうという方向にいています。ですからそこを図書館のほうで整備して、特に子どもの絵本などの関係ではやっていくべきかと思います。

具体的な例を言いますと、追手門学院ではこども園、それから幼稚園がありますが、0歳からのところで、6月1日から電子図書館サービスを導入しました。これはすでに小学校から大学まで入っている電子図書館サービスと同じものを子ども園と幼稚園に入れまして、自宅からでも閲覧してもらえ、デジタル絵本も保護者と子どもが見てもらい、そして自分たちでこれから幼稚園がリアルに始まってきますので、今度は自分たちで絵本を作ってもらい。これは小学校からのプログラミング教育などいろいろなものがどんどん出ているんですけども、幼稚園でも十分お絵かきみたいな感じでiPadで作っていく。自分の作品をアップロードしてその電子図書館のサービスの中に、いわゆる商用の福音館や岩波書店とかそういうコンテンツとともに自分の作品や、園の先生が作った作品、そういったものが一緒に並んでいる。

電子黒板で本を見たり、iPadで作ったりということがほとんどできるようになっています。

ですから、電子書籍の導入とかそういうことを私が言うと、紙の本をもっと守りたいという人から、電子は嫌だと言われたりすることがありますが、それははっきり言って両方あるわけです。紙の本を読んでいるところを動画で撮影して配信するとか、それはICTを活用したら、電子は電子ですが、それなら別に問題ないと思われる読み聞かせのグループもたくさんいると思いますし、新たに、受けてばかりではなく自分たちで絵本を作るときにいままでの作り方もありますがそれをiPadで作っていくという新たな創作活動、子どもたちの情操の教育になるような方法もあります。ですから可能性を広げるという意味では、おっしゃられたように行事自体の見直しというかもっとやりやすい、直接的に子どもたちが喜ぶ状態をどうすればつくれるかというのを英知を出し合ってやればいいのではないかと思います。

ひとつ気になったのは事務局から例えば対策としては、定数を半数にしましたとか、それはやはりつっこみたくなりますね。定数を半数にしたのなら回数を倍にしているんでしょって。それらのケア、質的保証というのは全然、悪くなっ

てるだけですよね。そういう場合、確保しておくためにはどうすればいいのかというときには、私が推奨するのはICTを活用することによって並行的にやるのがいいかなと、どちらかがいいというのではなくていいとこ取りをして、要は門真市の子どもたちが本に接する機会を増やすということで、先ほど東田さん、下岡さんがおっしゃられたようなことをうまく実践して、著作権の問題については出版社と図書館全体の問題として私たちも注視し、また新しい動向をお伝えしたいところです。よろしく願いしておきます。

委員長 : 多くの意見をいただきましてありがとうございます。

学校現場でも本当にそうで、いままでどおりではいけないというのが、学校現場で感じております。だから何か、英知を、という言葉が先ほどありましたが、英知を集めて、今まで通りではない、新しいものやっつけていかないととは学校現場でもそういう風に感じております。

それでは、ほかはよろしいでしょうか。

続きまして、案件（3）に移りたいと思います。

現門真市立図書館及び（仮称）門真市立生涯学習複合施設管理運営等事業の概要について、事務局からご説明いただきます。

事務局 : 現門真市立図書館及び（仮称）門真市立生涯学習複合施設管理運営等事業の概要について、ご説明申し上げます。

お手元のA3の資料をご覧ください。また同じスライドをスクリーンに映写しており、見やすいほうをご覧ください。

こちらの資料につきましては、指定管理者等の募集をするにあたり、前回の図書館協議会等を踏まえ、今後の生涯学習複合施設管理運営等事業の進め方について記載しております。委員の皆さまに内容をご確認していただきたいと思っております。それではご説明させていただきます。

まず、「1 生涯学習複合施設の事業スキーム（昨年度の整理事項）」をご覧ください。ここでは、前回にご確認いただいた事業スキームを改めてご説明いたします。

複合施設の事業スキームにつきまして、3つに分けております。

1つ目につきまして、緑糸の枠の維持・管理・設計支援は指定管理者が、2つ目につきまして、赤色の枠の実施設設計・建築工事は、デザインビルド方式による請負業者が、3つ目につきまして、青色の枠の工事管理は基本設計業者が、それぞれ実施していただきます。

管理・運営方法につきまして、図書館は、蓄積性・継続性・公平性を市に留保しながら、指定管理者を導入とし、ノウハウ継承のため、現図書館より運営をお願いいたします。

なお、指定管理者の複合施設だけでなく、市の直営館も引き続き存続いたします。他方、文化会館につきまして、指定管理者に図書館と一体的な管理運営を実施し

ていただきます。

次に、「2 事業の枠組み」ですが、2番以降の内容につきましては、指定管理者を導入するにあたり、前回の図書館協議会等でいただいたご意見を踏まえて作成しております。具体的には、大きく分けて3つございます。

1つ目は、市民等の意見を反映することができるのか。2つ目は、どのような基幹業務を市に留保するのか。3つ目は、指定管理者と意見交換等ができる場があるのか。という3点であったと思います。

ご意見のあった内容について、どういった方法で進めていくかについても記載しておりますので、その点についてもご説明いたします。

それでは、「2 事業の枠組み」に進めていきます。先ほどご説明いたしました事業スキームを実現するために、「現門真市立図書館及び（仮称）門真市立生涯学習複合施設管理運営等事業」の枠組みを以下のとおり設定し、今年度に、それぞれの業務を担う事業者を募集いたします。

選定された事業者は、速やかに基本契約を締結し、市議会における指定の議決後、必要な時期に各業務の契約を締結する予定です。

①の現図書館指定管理の主な業務内容については、運営業務と維持管理業務です。

②の複合施設指定管理の主な業務内容は、新図書館及び新文化会館の運営業務および維持管理業務です。特に、選書については、事業者から候補図書の提案を受け、購入図書の決定は市が行います。

③の複合施設の設計支援の主な業務内容は、基本設計業務の支援・備品レイアウト・空間デザインの監修となります。また、頂戴したご意見の1つとして「市民等の意見を反映することができるのか」ということもありますので、市民等ワークショップについても、設計支援の際に実施する予定としております。

この基本設計業務の支援について、実際に運営する指定管理者の意見が、基本設計に反映され、運営しやすくなると考えております。また、市民等ワークショップ等についても、市民・利用者の皆さまの意見を反映できるような仕組みを作りました。これは子どもを中心としながら、障害者団体や高齢者団体など、幅広い多世代の意見を取り入れようとするものです。

④の開館準備の主な業務内容は、スタッフの教育、訓練業務・移転支援業務・先行予約の受付業務・オープニングイベントの企画業務・新図書館の選書補助業務です。

⑤の附帯事業については、カフェ事業やその他の事業者提案事業を想定しております。これは子育て世代など、いままで来館いただけなかった利用者の掘り起こしにつながるものと考えております。

次に、「3 本館機能と分館機能のあり方」をご覧ください。

この項目につきましては、どのような業務を市に留保するのかということを整理するにあたって、非常に重要な項目でありますので、少し長いですが、内容をすべて読ませていただきます。

図書館は、一般的に本館と分館によって市内図書館網が形成され、本館がその中核として機能し、市内に点在する分館を統括する役割となっております。一方、

分館は市民の日常生活圏内に設置され、市民の日常利用に应运っております。そこで、新図書館の設置に伴い、本館機能を市直営館に位置付け、市が市全体の図書館運営の舵を取り、継続性や公平性が求められる業務を市に留保しながら、それらを補完・拡充する分館機能を新図書館に位置付け、指定管理者の専門性を活かすことで、より柔軟に市民の知的創造活動を支えることが可能になると考えております。

例えば、市直営館が購入図書の判断を行うが、指定管理者が図書の候補を提案することで、図書の質を保ちつつ、より市民ニーズや時代の変化にあった選書が可能となります。

また、前回の図書館協議会でご意見のあった、学校等との連携は、市直営館が引き続き行うとともに、新図書館でも職場体験や学校訪問等の連携事業の受入れを行うことで、よりいっそう、図書館や読書へ興味を持つきっかけを提供し、学校現場への支援、ひいては子どもの読書活動の振興が期待されます。

加えて、行事など図書館活動をサポートいただいている各種団体との関係性についても、指定管理者と協力し、連絡体制の確実な引き継ぎを行うなど、これまでと変わらず円滑な運用が行われるように努めます。

上記に示した基本的運用を想定していますが、今後においては、これまで直営により培ってきた図書館運営のノウハウ・精神を軸に、図書館協議会等の意見も踏まえつつ、民間事業者との共創により、門真市らしい図書館機能のあり方を追求することで、全市民が利用しやすく、市の情報拠点として時代の変化と共に成長し続ける図書館を目指したいと考えております。

今後、本館機能と分館機能のあり方については、その詳細を、協議会にてご議論いただきたいと考えておりますので、ご意見をよろしくお願いいたします。

次に、「4 本市と指定管理者の連携方策」をご覧ください。

この項目につきましては、ご意見を頂戴しておりました「指定管理者と意見交換等ができる場があるのか」ということを整理させていただいておりますので、本文をすべて読ませさせていただきます。

官民連携のもと、指定管理者と司書等の本市職員がそれぞれの専門性を最大限に活かすためには、積極的な意見交換、双方の情報共有及び緊密な連携が必要と考え、以下の2つの場を設ける予定です。

左側の濃い緑色の運営協議会につきましては、事業計画に基づく半期ごとの報告、進捗状況、次半期予定業務に対する意見交換、事業評価など、本市と指定管理業務についての総合調整を行う場とします。メンバーは、指定管理者、本市（複合施設所管課）、有識者、その他とし、実施主体は、指定管理者、開催頻度は、年2回程度を想定しております。導入後の指定管理者が、市民ニーズを反映させるため、恒常的な協議体を予定しております。

右側の薄緑色の連絡調整会議につきましては、本市と指定管理者間の連絡調整を行う場とします。メンバーは、指定管理者、本市（複合施設所管課）、その他となります。実施主体は、指定管理者、本市で、開催頻度は月1回程度を想定して

おります。

5 本事業のスケジュール（案）

指定管理者導入スケジュール（案）として、募集要項の公表は、6月下旬から7月上旬、事業者決定は、令和2年秋頃、現図書館の指定は、令和2年12月に市議会に議案として提出いたします。なお、指定管理者による現図書館の運営開始は、複合施設開設の一定期間前からを予定しております。

複合施設の指定は、令和6年度（こちらも市議会の議決をいただきます）を予定しております。

土地利用計画図と生涯学習複合施設の全体スケジュールについては、記載のとおりです。

以上、簡単ではございますが、事務局からの概要説明とさせていただきます。

委員長 : ありがとうございます。案件の3つ目、事務局からの説明が終わりました。ご質問、意見がありましたらよろしく願いいたします。

委員 : 先ほどの説明の中の3番の所の、本館機能と分館機能のあり方について質問させていただきます。本市と指定管理者との連携として、従来のいい所を踏まえつつさらに良くなっていくんだろうなと期待をしているところです。

事業報告書にもありましたように、現在も例えば学校との連携というところで「えほんのひろば」、そして昨年度におきましては本校に読み聞かせの方法を指導していただいたりというところで子どもの読書活動には寄与していただいていると思います。

さらに私がとても大事だなと考えておるのが、学校図書館司書連絡会です。門真市内の小中学校には全校に学校図書館司書が配置されております。それが月1回連絡会ということで、情報交流の場となったり、あるいは学校の要望をそちらに持っていただいているいろいろ検討していただいているというところは学校にとっては非常に大事だなと考えております。今後官民連携となった場合に市としてどこまで関与していくことになるのかについてお聞かせいただきたいです。よろしく願います。

委員長 : はい、よろしく願いいたします。

事務局 : 学校等の連携については重要な業務と思っておりますので引き続き市が中心となってやっていきたいと考えております。

委員 : いまの良さを生かしたままさらに発展していくということでお願いしたいと思っております。よろしく願います。

委員長 : はい、よろしく願いいたします。ほかにありますでしょうか。それではないようですので最後に事務局からございましたらよろしく願います。

ます。

事務局 : 現図書館及び生涯学習複合施設管理運営等事業につきまして、今後の事務を進めるにあたり、内容をご確認いただきまして、ありがとうございました。
今後は、本日ご了承いただきました手順に沿って募集手続きなどを進めてまいります。
また、前回の協議会でもご意見のあった「図書館サービス水準の維持」につきまして、管理・運営基準書にて適切に担保しつつ、事業者提案により、さらなる向上も求めていくこととしております。
すべての市民が利用しやすく、市の情報拠点として門真市らしい図書館のあり方を追求してまいりたいと考えておりますので、今後も委員の皆さまには、忌憚のないご意見を頂戴いたしたく、よろしくお願いいたします。

委員長 : それでは、案件（４）その他について、事務局から説明よろしく申し上げます。

事務局 : 門真市立図書館条例、門真市立図書館協議会条例の改正についてご説明いたします。配布しております資料、条例、施行規則をご覧ください。
門真市立図書館に指定管理者制度を導入するとともに、令和２年４月１日付けの機構改革で、図書館の所管が教育委員会から市長部局に移管されることに伴い図書館条例を改正したものです。
また、図書館が市長部局に移管されたことにより、門真市立図書館協議会条例も一部改正し、これまで協議会委員の任命を教育委員会が行っていたものを、今後は市長が任命することになります。
内容につきましては、各条例、施行規則をご確認いただければと思います。
説明は以上です。

委員長 : ありがとうございました。何かご質問、ご意見がありましたらよろしく申し上げます。ほかに事務局から何かありましたらよろしく申し上げます。

事務局 : この後、指定管理者の募集・選定作業を進めてまいります。それらの結果につきましては、第２回の図書館協議会にて、ご報告させていただきます。
第２回の図書館協議会の日程につきましては、改めてメール等にて調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

委員長 : ほかにないようでありましたら本日の案件についてはすべて終了いたしました。以上をもちまして令和２年度第１回図書館協議会を閉会いたします。
ありがとうございました。
それでは事務局にお返しいたしますので、よろしくお願いいたします。

事務局 : はい、委員長ならびに委員の皆さま方ありがとうございました。
これにて、令和２年度第１回門真市立図書館協議会を終了いたします。
ありがとうございました。

以上